

資料編

1 策定経過

年月日	内容	備考
平成20年 6月16日	策定本部第1回会議	策定方針の確認
10月下旬 ～11月下旬	市民アンケート調査 小学生アンケート調査 中学生アンケート調査 高校生アンケート調査 美祢市出身者アンケート調査	3,000人 回収率45.9% 5年生全員 2年生全員 2年生全員 600人 回収率29.1%
11月13日	第1回総合計画審議会 第1回美祢市地域審議会	3地区合同で開催
平成21年 2月10日	策定本部第2回会議	基本構想素案作成
2月20日	第1回協働のまちづくりワークショップ	
2月26日	第2回総合計画審議会	アンケート調査結果の報告
2月27日	第2回美祢地域審議会	基本構想審議
3月2日	第2回秋芳地域審議会	
3月3日	第2回美東地域審議会	
3月17日	第2回協働のまちづくりワークショップ	
～3月31日	市民提言募集	49件
4月14日	都市経営部会第1回会議 観光交流産業部会第1回会議 第3回協働のまちづくりワークショップ	施策体系審議
4月15日	策定本部第3回会議	施策体系の確認
4月16日	居住環境部会第1回会議 歴史文化教育部会第1回会議	施策体系審議
4月23日	第3回秋芳地域審議会	市民提言募集結果報告
4月27日	第3回美祢地域審議会	基本構想審議
4月28日	第3回美東地域審議会	
4月30日	第3回総合計画審議会	
5月27日	第4回協働のまちづくりワークショップ	
7月15日	居住環境部会第2回会議	基本計画・目標人口審議
7月16日	観光交流産業部会第2回会議 歴史文化教育部会第2回会議	基本計画審議
7月22日	都市経営部会第2回会議	基本計画審議
7月24日	居住環境部会第3回会議	基本計画・目標人口審議

年月日	内容	備考
7月29日	第4回秋芳地域審議会	ワークショップ結果報告 基本構想・基本計画審議
7月30日	第4回美東地域審議会	
7月31日	第4回美祢地域審議会	
8月6日	第4回総合計画審議会	
8月19日 ～9月17日	パブリックコメント実施	1人 1件
9月28日	第5回美東地域審議会	基本構想・基本計画審議 答申内容確認
10月2日	第5回秋芳地域審議会	
10月5日	第5回美祢地域審議会	
10月8日	地域審議会答申	
10月15日	第5回総合計画審議会	基本構想・基本計画審議
11月5日	第6回総合計画審議会	基本構想・基本計画審議 答申内容確認
11月6日	総合計画審議会答申	
12月18日	基本構想議決	

2 諮問機関

1. 条例、地域審議会の設置に関する協議

<p>美祿市総合計画審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年7月1日 条例第230号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市の総合計画策定について、市長の諮問に応じ、その基本的事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、美祿市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市議会議員 (2) 公券による者 (3) 学識経験者 (4) 関係団体の役職員 (5) 関係行政機関の職員 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。</p> <p>2 市長は、委員に欠員が生じたときは、前条第2項に規定する者のうちから遅滞なく委員を選任しなければならない。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員のうちから互選により定める。</p> <p>2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(専門部会)</p> <p>第6条 審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。</p> <p>2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。</p> <p>3 専門部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成20年7月1日から施行する。</p>
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">地域審議会の設置に関する協議</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第22条第1項の規定に基づき、合併前の美祿市、美東町及び秋芳町の区域ごとに、地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(設置期間)</p> <p>第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成30年3月31日までとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。</p> <p>(1) 新市基本計画の変更に関する事項 (2) 新市基本計画の執行状況に関する事項 (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項 (4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。</p> <p>(1) 公共的団体等を代表する者 (2) 行政区を代表する者 (3) 学識経験者 (4) 公券による者</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員の再任は妨げないものとする。</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。</p> <p>3 会議は、毎年度、開催するものとする。</p> <p>4 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>5 会議の議長は、会長が務めるものとする。</p> <p>6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。</p> <p>8 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、出席委員の過半数の賛同をもって非公開とすることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、本庁及び総合支所の地域振興を担当する課において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>

2. 審議会名簿

氏名	所属	備考
秋山哲朗	美祢市議会議長	
河村淳	美祢市議会副議長	
◎竹岡昌治	美祢市議会議員	
安富法明	美祢市議会議員	
村上健二	美祢市議会議員	
佐々木隆義	美祢市議会議員	
布施文子	美祢市議会議員	
岡山隆	美祢市議会議員	
森中克彦	山口県議会議員	
河村隆士	山口県美祢土木事務所所長	(前) 広田隆行
村重悦男	山口県美祢農林事務所所長	
清水昭夫	美祢市教育委員会教育委員長	(前) 堀井保法
豊村雄二	美祢市小中学校PTA連合会会長	(前) 浅田滝男
藤井勇夫	山口県立青嶺高等学校校長	(前) 時光善朗
中村隆	成進高等学校校長	
木村周作	美祢市体育協会会長	
山本正二	美祢市農業委員会会長	
原川武	山口美祢農業協同組合代表理事組合長	
大呑俊彦	カルスト森林組合代表理事組合長	
山田正	美祢市環境衛生推進協議会副会長	
○伊藤喜文	学識経験者	
山本幸利	美祢市民生委員児童委員協議会会長	
白井文夫	美祢市医師会会長	
吉崎美樹	美祢郡医師会会長	
今村武久	美祢市商工会会長	(前) 吉野茂
高山正樹	美祢青年会議所監事	
篠田貴美子	美祢市女性団体連絡協議会会長	
塩谷信夫	美祢社会復帰促進センター調査官	
猶野和則	秋芳町観光協会会長	
田辺美和子	公募委員(美祢地域)	
杉山清	公募委員(美祢地域)	
邑田早苗	公募委員(美東地域)	
児玉明弘	公募委員(美東地域)	
藤野育子	公募委員(秋芳地域)	
井町哲	公募委員(秋芳地域)	

計35名 ◎会長 ○副会長

専門部会特別委員

氏名	所属	備考
倉 増 卓 雄	旧美東町長	居住環境部会
高 須 修 三	カルスト森林組合事業課長	居住環境部会
中 本 喜 弘	旧秋芳町長	歴史文化教育部会
阿 野 道 子	商工会青年部美祢支所研修委員会副委員長	歴史文化教育部会
織 田 浩 久	美祢市観光協会会長	観光交流産業部会
原 田 茂	美東町観光協会会長	観光交流産業部会
竹 田 郁 夫	山口美祢農業協同組合営農生活部長	観光交流産業部会
伊豆田 正 利	秋芳地域審議会委員	観光交流産業部会
小 竹 伸 夫	旧美祢市長	都市経営部会
大 野 郁 夫	美祢市商工会事務局長	都市経営部会

3. 地域審議会名簿

【美祢地域審議会】

氏名	所属
○利重一人	美祢市商工会青年部
小林唯男	美祢社会復帰促進センター連絡協議会
山本珠代	美祢市地域活動連絡協議会(美祢支部)
山本富男	美祢市ボランティア連絡協議会
谷仁史	美祢カルストクラブ
柴崎良子	大嶺公民館運営審議会
藤本千代子	伊佐公民館運営審議会
梶山扶美子	豊田前公民館運営審議会
中原佳子	於福公民館運営審議会
◎今村武久	厚保公民館運営審議会
藤岡和文	厚保公民館運営審議会
西山美貴	NPO法人 きららの里
中野博道	公募
道川内个	公募
伊東義美	公募

【美東地域審議会】

氏名	所属
柳井良江	美祢市地域活動連絡協議会(美東支部)
池田邦夫	美祢市商工会美東支部
村田光子	J A山口美祢美東支所
田邊博通	赤郷地区振興会れっどぼーいず
河崎敏昭	美東町文化協会
田辺敏雄	美東町ボランティア連絡協議会
福永賢太郎	赤郷公民館運営審議会
岩山澄男	大田公民館運営審議会
國舛賢	綾木公民館運営審議会
久安隆	真長田公民館運営審議会
青木和寿	利高工業株式会社山口工場
○田中隆	NPO法人 秋吉台ワイナリー
森重武久	公募
佐藤幸一	公募
◎中屋弘幸	公募

【秋芳地域審議会】

氏名	所属
岡村幹夫	秋芳梨生産販売協同組合
田飼武男	秋芳町自然保護協会
奥田倫世	秋芳町国際交流協会
木島忠與	秋吉台地域エコツーリズム協会
竹田三枝	秋芳町女性団体連絡協議会
中村久	嘉万公民館運営審議会
○永嶺克博	別府公民館運営審議会
野上勝巳	秋吉公民館運営審議会
中村保義	岩永公民館運営審議会
◎西村元和	旧秋芳町参事
安富善政	NPO法人 秋吉台夢工房
綿引宏	秋芳鉱業(株)
伊豆田正利	公募
上利道子	公募
小田孝	公募

◎会長

○副会長

3 諮問・答申

1. 諮問書

○美祢市総合計画審議会

美 企 第 4 1 3 号
平成20年11月13日

美祢市総合計画審議会会長 様

美祢市長 村田弘司

美祢市総合計画の策定について（諮問）

美祢市総合計画の策定に際し、美祢市総合計画審議会条例（平成20年美祢市条例第230号）第1条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

○美祢市地域審議会

美 企 第 4 1 3 号
平成20年11月13日

美祢地域審議会会長
美東地域審議会会長
秋芳地域審議会会長 様

美祢市長 村田弘司

美祢市総合計画の策定について（諮問）

美祢市総合計画の策定に際し、地域審議会の設置に関する協議第3条第1項第3号及び第4号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

2. 答申書

○美祢市総合計画審議会

平成21年11月6日

美祢市長 村田 弘司 様

美祢市総合計画審議会
会長 竹岡 昌治

美祢市総合計画の策定について（答申）

平成20年11月13日付け美企第413号で諮問を受けた美祢市総合計画について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、示された素案を補完し、修正を加えて別添のとおり答申する。

なお、総合計画の策定と推進にあたっては、審議の過程で出された意見に十分配慮し、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に推進するとともに、新しいまちづくりの基本理念「市民が『夢・希望・誇り』をもって暮らす交流拠点都市 美祢市」の実現に向け鋭意努力されることを要望する。

○美祢地域審議会

平成21年10月8日

美祢市長 村田 弘司 様

美祢地域審議会
会長 今村 武久

美祢市総合計画の策定について（答申）

平成20年11月13日付け美企第413号で諮問を受けた美祢市総合計画について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、その内容はこれまでの審議経過を十分踏まえており、おおむね妥当であることを認める。
なお、総合計画の策定・推進にあたっては、審議会内で出された意見、とりわけ下記の内容について、十分に留意されるように要望する。

記

- 1 目標人口について
人口減少が進む中、現状維持として目標人口を3万人とすることは妥当と考えるが、矯正施設の受刑者数1,300人という特殊な要因が含まれていることに十分留意し、交付税や経済効果のみ因われることなく、まちのぎわいの創出に努められたい。
また、観光経済効果からの人口増については、しっかりとした観光施策を実施し、実現に近付くよう努められたい。
- 2 定住人口の増加について
ア 定住人口の増加のためには、市民の安全・安心の確保と、実効性のある定住施策が肝要である。市民の安全・安心の確保については、医師確保対策、子育て支援策の着実な実施に取り組まされたい。また、定住施策については、米福台の販売戦略の見直し等の積極的な取り組みと、空き家情報制度等の既存制度の充実、周知徹底に努められたい。

イ 小規模高齢化集落の増加は、地域共同体としての機能の低下につながることも、農地の維持保全を困難にしている。これにより耕作意欲の低下や農業離れが進み、更なる人口減少や農地の荒廃という悪循環を引き起こすことから、地域と農業の担い手を同時に確保するための、定住と就農がリンクした農地荒廃対策を強化されたい。

3 新庁舎の整備について
本庁舎は、老朽化及び耐震性の面から、更新検討の時期には来ていると考えるが、人口が減少し、財政的な見通しが立たない状態での整備実施は市民の理解を得ることができないため、整備にあたっては、合併協定書に基づき、事業時期・事業規模を熟考されたい。

4 子どもの育成について
市の将来を担う子どもが、いきいきと学校生活を送れるような施策展開を図るとともに、市への愛着を持つ教育を社会全体で進める体制の構築、気運の醸成に努められたい。

5 効率的・効果的な行財政運営について
事業の実施に当たっては、選択と集中による施策の重点配分に配慮し、限られた財源を有効に活用した、戦略的な行財政運営に努められたい。

6 協働のまちづくりの推進について
様々な手法で得た市民の意見を十分に活かし、総合計画を推進するとともに、地域コミュニティの構築に取り組み、「地域ことは地域で考える」意識の向上を図るなど、協働のまちづくりを推進する仕組みづくりに努められたい。

○美東地域審議会

<p>平成21年10月8日</p> <p>美祿市長 村田 弘司 様</p> <p style="text-align: center;">美東地域審議会 会長 中屋 弘幸</p> <p style="text-align: center;">美祿市総合計画の策定について（答申）</p> <p>平成20年11月13日付け美企第413号で諮問を受けた美祿市総合計画について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、その内容はこれまでの審議経過を十分踏まえており、おおむね妥当であることを認める。 なお、総合計画の策定・推進にあたっては、審議会内で出された意見、とりわけ下記の内容について、十分に留意されるように要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 市民協働プロジェクトについて 市民協働プロジェクトについては、総合計画推進にあたり充分に考慮に入れ、事業に反映させることはもちろんであるが、その活用状況・実施結果について周知を図り、協働のまちづくりの気運の上昇に努めること。</p> <p>2 発展格差について 合併により、市の周辺地域は置き去りにされるという危機感を持っており、各地域の均衡ある発展に資するよう、適切な整備を図られたい。 特に2つの市立病院の機能化の推進と、2つの斎場のあり方の検討については、市民の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>3 計画の適切な進捗管理について 計画の進捗にあたり、継続的に進捗状況の把握と成果の検証を行い、客観的な評価を行ったうえで、事業や施策の見直しなどを行い、適切な進捗管理に努めること。</p>	<p>4 市民の一体感の醸成について 美東町地域においては、町長を交えた地域住民との直接会話により、住民と行政が一緒にまちづくりを進めてきた経緯があり、地域懇談会の確実な実施を進められたい。</p>
---	---

○秋芳地域審議会

<p>平成21年10月8日</p> <p>美祿市長 村田 弘司 様</p> <p style="text-align: center;">秋芳地域審議会 会長 西村 元和</p> <p style="text-align: center;">美祿市総合計画の策定について（答申）</p> <p>平成20年11月13日付け美企第413号で諮問を受けた美祿市総合計画について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、その内容はこれまでの審議経過を十分踏まえており、おおむね妥当であることを認める。 なお、総合計画の策定・推進にあたっては、審議会内で出された意見、とりわけ下記の内容について、十分に留意されるように要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 誇りうる秋吉台・秋芳洞とおもてなしの心について 本市は、緑豊かな自然環境と、全国的にも知名度の高い秋吉台・秋芳洞などの魅力ある観光資源を有している。特に秋吉台・秋芳洞は観光立市の中核となる非常に重要な市の財産である。この秋吉台・秋芳洞を市民の最も誇れるものとして、市民全体で理解を深め、意識の向上を図り、おもてなしの心の育成と受入体制の充実を図られたい。</p> <p>2 観光振興と環境保全の両立について 秋吉台・秋芳洞を中心とした観光振興を図る上では、観光基盤整備と並行し、環境保全や文化財保護に力を入れていくことが、観光地としての総合的な質の向上につながる。これらの体制を推進するとともに、中心的な役割を担う秋吉台科学博物館、秋吉台管理事務所の機能充実が努められたい。</p>	<p>3 均衡ある発展について 合併により、市の周辺地域は置き去りにされるという危機感を持っており、各地域の格差が生じないよう、適切な整備を図られたい。 特に2つの市立病院の機能化を推進するにあたっては、市民の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>4 一体感のあるまちづくりについて 市が置かれた厳しい状況乗り越え、理想とする将来像を達成するためには、市民と行政が協力して働く、協働のまちづくりが求められている。このため、限られた財源に対して事業の厳選と経費節減に努め、財政的な基盤を固めるとともに、市民意識調査に記載された意見を真摯に受け止め、行政に対する市民の信頼感の向上を図り、一体感のあるまちづくりに努められたい。</p> <p>5 地域コミュニティの再生について 高齢・人口減少社会の中、小規模高齢化集落の増加など地域の疲弊は深刻かつ重要な課題となっている。市を支えるのは地域であるとの認識に立ち、細やかな地域づくりに努めるとともに、公民館のあり方を検討するなど、地域活動を活性化させる拠点づくりや体制の構築を推進されたい。</p>
--	---

4 市民協働ワークショップ

1. 参加者名簿

	居住環境部会	歴史文化教育部会	観光交流産業部会
市民	今村武久	荒山光広	織田浩久
	木島和世	河崎敏昭	坂田哲
	木村周作	小林法子	田中隆
	篠田貴美子	高山正樹	利重一人
	中屋弘幸	田辺美和子	堀田勝利
	西村元和	永嶺克博	安富法明
	野嶋彰人	西山美貴	山本正二
職員	鮎川弘子	石田麻里	河村充展
	岩崎敏行	岡本悦子	齊藤辰弘
	中嶋一彦	齊藤正憲	佐々木靖司
	福田泰嗣	中村寿志	野村道子
	別府泰孝	西田良平	古屋壮之
合計	13名	13名	13名

第1次美祿市総合計画
平成 22 年～平成 31 年

平成 22 年 3 月
美祿市総合政策部企画政策課
〒759-2292 山口県美祿市大嶺町東分 326-1
TEL 0837-52-1110 FAX 0837-53-1959